

議案第24号

**東近江市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準  
を定める条例の一部を改正する条例の制定について**

東近江市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を  
改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月27日提出

東近江市長 小 椋 正 清

## 東近江市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準 を定める条例の一部を改正する条例

東近江市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例（平成27年東近江市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）」を「東近江市地域包括支援センター運営協議会」に改める。

第3条中「地域包括支援センター」を「一の地域包括支援センター」に改め、「員数」の次に「（東近江市地域包括支援センター運営協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。））によることができる。次条第1項において同じ。）」を加え、「次の」を「次に掲げる」に改め、同条第3号中「主任介護支援専門員（」の次に「介護支援専門員であって、」を加え、「第140条の68第1項」を「（平成11年厚生省令第36号）第140条の68第1項第1号」に改め、「修了した者」の次に「（当該研修を修了した日から起算して5年を経過した者にあつては、同日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。）」を加える。

第4条中「別表」の次に「の左欄」を、「同表」の次に「の右欄」を加え、同条第1号を削り、同条第2号中「よって、」を「よっては」に、「地域包括支援センター運営協議会」を「東近江市地域包括支援センター運営協議会」に改め、同号を同条第1号とし、同条第3号中「地域包括支援センター運営協議会」を「東近江市地域包括支援センター運営協議会」に改め、同号を同条第2号とし、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

前条の規定にかかわらず、東近江市地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同条各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同条の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同条各号に掲げる者のうちから2人とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 提案理由

介護保険法施行規則の一部改正に伴い、本市条例の一部を改正する必要性が生じたため、本議案を提出するものである。